

国際標準化専門家による支援事業  
支援契約書

一般財団法人日本規格協会（以下「甲」という。）と〇〇〇工業会（以下「乙」という。）とは、「国際標準化専門家による支援」について、以下のとおり契約を取り交わす。

1. 場所：活動する場所は主として次の場所とする。  
ISO/TC〇〇会議 開催会議室等（主に東京都内）
2. 内容：
  - (1) 国内支援  
ISO/IEC TC〇〇 SC〇〇 国内委員会活動支援  
ISO/IEC TC〇〇 SC〇〇 国内委員会活動支援  
ISO/IEC TC〇〇 SC〇〇 〇〇ポスト遂行支援
  - (2) 海外支援  
ISO/IEC TC〇〇 SC〇〇 〇〇ポスト遂行支援
  - (3) 在宅支援  
〇〇〇

他

（詳細は別添『支援内容確認書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付確定版）』参照）
3. 期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
4. 講師：乙からの要請を受けて、甲が次の国際標準化専門家を派遣する。  
国際標準化専門家：(IHS〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇 〇〇
5. 請求方法：『見積書』（別紙参照）に基づき請求を行う。  
海外出張旅費等、事前に確定が不可能な旅費等諸費用については、原則として甲が乙に実費請求を行うものとする。
6. 支払方法：甲の請求に基づき、乙が甲に対し、翌月末までに甲の指定口座に振り込むものとする。
7. 守秘義務：甲及び乙は、本支援の遂行に際し、知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）を秘密に保持し、これを目的外に使用したり、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。
  - (1) 相手方から提供を受ける前に既に保有している情報
  - (2) 第三者から正当に入手した情報

- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 相手方から提供を受ける前に既に公知であった情報及び秘密保持義務違反することなく公知となった情報

- 8. 善管注意義務等：乙は、前項に定める第三者の施設・場所等に出向く場合、善良なる管理者としての注意義務をもって本支援を受けるものとし、必要ある場合、当該第三者が定める秘密保持誓約書等を差し入れるとともに、これの写を甲に提出するものとする。
- 9. その他：上記1.～8.の取決め以外の事象が発生した場合は甲及び乙は誠意をもってこの解決にあたる。

本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲：東京都港区三田3-13-12  
一般財団法人日本規格協会  
国際標準化ユニット長  
〇〇 〇〇 印

乙：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
〇〇〇工業会  
〇〇部 〇〇部長  
〇〇 〇〇 印